

カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査委員会(第 6 回)【概要】

令和 2 年度カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査の結果報告及び令和 3 年度調査の設計等の確認を目的として、主要生産道府県及び関連省庁等が集まり調査委員会（第 6 回）を開催した。

1. 開催場所：東京（AP 東京丸の内）、WEB 会議併用

2. 日時：令和 3 年 7 月 12 日 13:30～15:30

3. 出席者

主要生産道府県（14）、研究機関（公益社団法人日本食品衛生協会、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構）、一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、分析機関、関係省庁（内閣府食品安全委員会、水産庁、農林水産省（畜水産安全管理課、食品安全政策課））

4. 議事概要

（1）「令和 2 年度 カキのノロウイルス（NoV）に係る平常時の水準調査の結果」（資料 4）により、令和 2 年度調査の結果報告を行った。

- ✓ 令和 2 年度は、令和元年度に比べて 12 月以降の NoV 定量値が顕著に低い値を示した。
- ✓ 12 月以降 NoV が増加する傾向は令和元年度と同様に見られ、ほとんどの産地で NoV は検出された。
- ✓ 浄化による NoV 低減効果はほとんどの産地で認められなかった。
浄化による低減効果がある可能性が示された 1 産地では、唯一次亜塩素酸水を用いた浄化を行っていた。また、UV 処理、エアレーションなどを複合的に行っていた。

(2)「令和3年度カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査(案)」(資料5)及び「カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査手順書(案)」(資料6)により、令和3年度調査の設計等を確認した。

- ✓ 全国的な調査は令和3年度まで実施。
- ✓ 分析法は、ISO 15216-1 に準拠した方法を用いる。

(3)「シンガポール向けカキ輸出時のノロウイルス検査法(ISO 15216 に準拠した検査法)」(資料7)及び「ISO 15216 に準拠した検査法(ISO 法)に関する検討結果について」(資料8)により、ISO 法を国内で実施可能とするべく検討を行った結果を紹介した。

- ✓ シンガポールへ冷凍カキ又は活カキを輸出する際に、ISO 法による検査を行うことで輸出品の積戻し等のリスクを低くすることが期待できるとし、令和3年7月9日に農林水産省ウェブページにて、ISO 法を国内で実施可能とするべく行った検討結果や手順を整理した検査方法を公表した。

(6) ご意見、質疑

- ✓ NoV 汚染は、下水処理場からの放流水の流入の有無だけではなく、簡易浄化槽からの放流や、降雨時のオーバーフローによっても起こることに注意が必要。
- ✓ 令和2年度水準調査結果の浄化処理前後の NoV 定量値について、感染性遺伝子推定法による検査を行うことで差が出てくる可能性があるのではないかと。
- ✓ ISO 法による検査を導入する際に、どの程度の費用負担があるのか。
 - 民間検査機関で受託する際の費用がどの程度であるのかは、実施する検査機関にお聞きいただくのが良い。ただ、検査に必要なカキの粒数が1検体20粒程度であり、食中毒検査として厚生労働省が地方自治体宛てに通知している検査法(食安監発第1105001号)より多く必要であることに注意が必要。